

◆◇労務管理のエッセンス ◆◇ (07/5月号) (第34号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文
下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 ホームページ akai2@mx52.tiki.ne.jp
<http://www.6064.jp>

教育訓練給付金の受給要件の緩和

これまで教育訓練給付金を受給するのに必要であった被保険者期間3年以上の支給要件を、初めてこの制度を利用する者に限って『※1年以上の被保険者期間』に緩和されました。給付額については、被保険者期間が5年以上の場合は40%（上限20万円）、3年以上5年未満は20%（同10万円）とに分かれていましたが、改正により給付率が20%（同10万円）に一本化されました。給付の率および額は低下しましたが、3年に一度は利用できるようになったのは朗報です。

改正前	改正後
* 5年以上 → 40%（上限20万円）	* 3年以上 → 20%（上限10万円）に一本化
* 3~5年 → 20%（上限10万円）	* 1年以上の支給要件の特例

労働災害は休み明けに多い

作業能率や注意力に重大な影響をもたらす人間の意識は一日の中（また数分の内でも）でさまざまに変化しています。この意識のレベルを5段階に分類すると・・・

1	無意識で注意力ゼロ
2	不注意な状態が続き度忘れ、ポカミスが多い
3	休憩状態のリラックスした時
4	意識明瞭でフル活動状態
5	緊張しすぎの興奮状態で目の前の事しか判らない



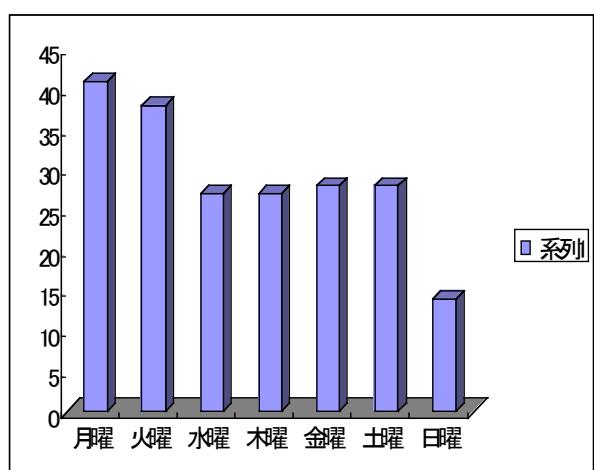
左のグラフは労働災害の発生を曜日別に分類したものです。

曜日別では月曜日が比較的発生率が高くなっています。

何故でしょう？

気持ちがまだ休みの状態で作業をしていて、緊張感がないためと思われます。休憩や休日を上手く取ることで精神的肉体的疲労は回復されます。

作業を順調に開始するためには、休日明けの生活のリズムをダラケタ気分からシャキッとさせるため、ラジオ体操や朝礼時の声掛け運動が効果的です。



このFAXがご不要ありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させて頂きます。よろしくお願いします。

FAX番号 45-7166 □不要 貴社名 _____